

消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）素案に対して委員から 表明された主な意見（5月7日（火）第119回消費者委員会）

平成25年5月28日
消費者委員会事務局

1. 基本方針素案全体に対する意見

- 基本方針素案の内容は総花的で、単に考え方をまとめたに過ぎない部分が多いのではないか。基本方針としての指針性を高め、各関係主体の取組を促すためには、各課題に対処するための具体的な方策を、いわばピン止めの的に明記することが必要ではないか。
- 国が各関係主体に対して行う支援の中身やスケジュール感をより明確化すべきではないか。
- 各関係主体による積極的な取組を促すためには、国は情報提供にとどまらず、より積極的な支援を行う旨を明記すべきではないか。
- 各取組について主語を明確化して、誰がやるのかを明確化すべきではないか。
- 文部科学省をはじめとする関係省庁との間で実効的な連携体制をどのように構築するのかをより具体的に明記すべきではないか。
- 消費者教育を効果的に実施するため、成果目標、実施スケジュール、検証・評価方法等を可能な限り明記すべきではないか。

2. 個別事項についての意見

- 国がモデルとなる教材や授業を具体的に作成・提示し、地方自治体等に提供する旨を明記すべきではないか（モデル授業のビデオ化等）。
- 算数の授業で金利計算を教える旨を学習指導要領に盛り込めないか。
- 消費者教育を教科化するべきではないか。
- 消費者教育支援センター等の関係機関を有効活用する旨を明記できないか。
- モデル地区における先進的な取組については、消費者市民社会概念の普及に限定せず、より幅広い内容について行うべきではないか。
- 消費者教育推進地域協議会をより積極的に位置づけるべきではないか（見出し化等）。
- 消費者教育のコーディネーターとして、「消費者教育主事」のような役職を置くことを検討できないか。

(以上)